

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による 電気料金の値引きの継続につきまして

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）に参画し、電気料金の値引きを実施しております。[\(2022年12月お知らせ済み\)](#)

この度、本事業が継続されることを踏まえ、2024年1月使用分までの電気料金の値引きを引き続き実施しますので、お知らせします。

本事業は、2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽減するものです。

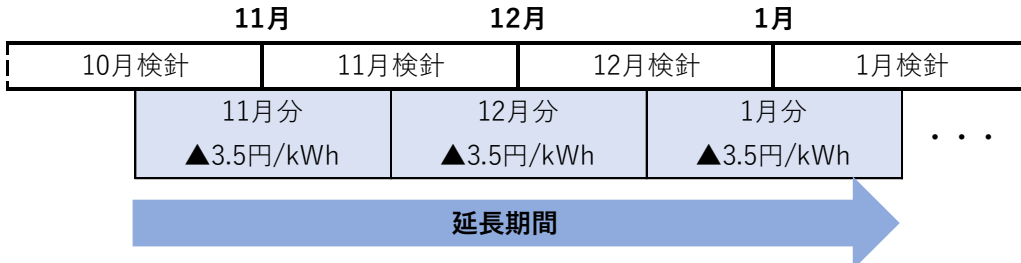
本事業による値引きの対象は、当社の電気をご契約されているすべてのお客さまです。毎月のご使用量に応じて燃料費調整額から値引きするため、お客さまによるお手続きは必要ありません。

■延長期間における電気料金の値引き単価

2023年11月使用分～2024年1月使用分（2023年12月請求分～2024年2月請求分）	3.5円/kWh
--	----------

※消費税等相当額を含みます。

[対象期間のイメージ]



[値引きに関する供給条件]

[電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置 \[低圧\]\[令和5年10月1日実施\]](#)
(2023年11月使用分から適用)

[電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置 \[低圧\]\[令和5年1月1日実施\]](#)
(2023年10月使用分まで適用)

本事業についてのお問い合わせは、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。窓口へお電話くださいますようお願いいたします。

【電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 需要家向け窓口】

フリーダイヤル 0120-013-305 全日9:00～17:00（年末年始を除く）